

6近経第130号
令和6年8月26日

和歌山県田辺市南新万1-2-106

株式会社堀組
代表取締役 堀 光繕 殿

近畿中国森林管理局長

指 名 停 止 通 知 書

この度、貴社が、建設業法の規定に違反し、和歌山県知事から監督処分を受けたことは誠に遺憾である。

よって、下記のとおり指名停止を行うこととしたので通知する。今後は、かかる事案が生ずることのないよう十分注意されたい。

なお、「指名停止等措置に係る苦情処理手続要領」（平成19年7月2日付け18林政政第793号）の定めるところにより、当職に対してこの措置について苦情申立をすることができる。この場合、令和6年10月26日（指名停止終了日）までに近畿中国森林管理局経理課にその旨を記載した書面を提出されたい。

記

1 指名停止の期間 令和6年8月27日～令和6年10月26日（2ヵ月）

2 指名停止の理由

株式会社組を構成員とする特定建設工事共同企業体は、和歌山県発注の長井古座線（仮称八郎山トンネル）道路改良工事において、令和4年9月に和歌山県の検査を受け工事を完了した。

令和4年12月、同トンネルの照明施設整備工事において、覆工コンクリート内に空洞の存在が判明し、その後、和歌山県が設置した有識者による技術検討委員会の調査等により、粗雑な工事やそれに伴う虚偽報告の事実が発覚したことから、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項第2号に該当するとして、和歌山県知事から監督処分（営業停止40日間）を受けた。

このことが、「工事請負契約指名停止等措置要領」別表第1第3号（過失による粗雑工事）に該当し、契約相手方として不相当であると認められるため。